

## 山元町総合計画審議会条例

## (設置)

第1条 山元町が策定する総合計画について、町長の諮問に応じ、調査審議するため、山元町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (組織等)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 山元町に住所を有する18歳以上の者
- (2) 関係行政機関及び団体等の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、当該諮問事項に係る審議が終了するまでとする。

## (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

## (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## (山元町震災復興会議設置条例の廃止)

2 山元町震災復興会議設置条例（平成23年山元町条例第19号）は、廃止する。